

令和6年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約（単価契約を除く）は契約締結 日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
教育総務課	セキュリティ強化対策 システム運用管理業 務委託	セキュリティ強化対策 システム運用管理業 務	令和7年1月1日 ～ 令和7年8月31日	株式会社大塚商会滋 賀営業所	17,709,736	現行のセキュリティ対策強化システムの運用管理 業務を継続し、校務情報NWのセキュリティ情報 にかかるものであるため、当該事業者以外にセ キュリティ関係の情報を公開することはできない ため。 ※債務負担行為を含む契約	2	3イ
教育総務課	校務情報ネットワーク システム維持業務委 託	校務情報ネットワーク システム維持業	令和7年1月1日 ～ 令和7年8月31日	西日本電信電話株式 会社滋賀支店	26,444,000	現行の校務情報ネットワークの維持管理業務を 継続し、校務情報NWのセキュリティ情報にかか るものであるため、当該事業者以外にセキュリ ティ関係の情報を公開することはできないため。 ※債務負担行為を含む契約	2	3イ